



2025年8月13日

各 位

株式会社クシム
代表取締役 田原 弘貴
(証券コード: 2345 東証スタンダード市場)
(お問合せ先) 代表取締役 田原 弘貴
電話 03-6427-7380 (代表)

議決権行使禁止の仮処分決定の受領及び ZEDホールディングス株式会社の臨時株主総会開催延期に関するお知らせ

当社は、大阪地方裁判所堺支部の2025年8月4日付け臨時株主総会招集許可決定（以下「本件許可決定」といいます。）に基づき、同月14日に株式会社ZEDホールディングス（以下「ZEDHD」といいます。）の臨時株主総会（以下「本件臨時株主総会」といいます。）を開催することを予定しておりました。

一方で、当社は、本日、東京地方裁判所より、当社の議決権行使を禁止する旨の仮処分決定（以下「本件決定」といいます。）を受領いたしました。

これに伴い、本件臨時株主総会の開催日時を下記のとおり延期することを決定しましたので、お知らせいたします。

記

1 臨時株主総会開催延期の経緯

2025年8月7日付「ZEDHDの臨時株主総会招集決定に関するお知らせ」で開示したとおり、当社は、2025年8月4日、大阪地方裁判所堺支部の招集許可決定（本件許可決定）により、当社は2025年9月3日までの日を開催日とする株主総会招集許可を受けました。

本件許可決定は当社が継続してZEDHDの株主であることを前提としたものであり、当社は、ZEDHDの株主として2025年8月14日を開催日として臨時株主総会を招集しておりました。

一方で、株式会社ネクスグループは2025年8月7日付で、本件臨時株主総会において当社による議決権行使禁止の仮処分の申立てを行っておりました。

当社は、本日、東京地方裁判所より、本件許可決定に基づいて開催されるZEDHD株主総会において、当社が議決権を行使してはならない旨の本件決定を受けました。

当社としては、本件決定は、本件許可決定と矛盾し、仮取締役兼仮代表取締役選任申立事件（東京地方裁判所令和7年（ヒ）第55号）の決定とも相容れないものであることから、異議を申し立てて本件決定の是正を求めている方針です。

以上の経緯を踏まえ、当社は、公正・円滑な総会運営の観点から、ZEDHD臨時株主総会の開催日を令和7年9月3日に延期することを決定し、ZEDHDの株主にその旨を通知いたしました。

2 今後の方針

当社は、上記のとおり、当社は、ZEDHDの株主であることを前提とする本件許可決定を受けており、ZEDHDの株主として適法に議決権を行使することができるものと認識しております。

そこで、本件決定に対しては直ちに異議申立てを行う方針であり、そのほか適切な法的手続を速やかに実施し、開示すべき事項があれば適時開示いたします

以上